

約款、規程、外国為替証拠金取引説明書の改訂についてのご説明

1. 改訂の趣旨

金融先物取引法その他の関係法令との整合性を図るとともに、運用に合わせて、規定の整理・修正等を行うことを目的とし、全面的な改訂を致しました。尚、本変更は現行のお客様へのサービス内容について、実質的に影響を及ぼす変更になるものではございません。

2. 約款について（主な変更のポイント）

約款についての主な変更の趣旨は以下のとおりです。但し、以下は、お客様の便宜のために、弊社の独断により主な変更の趣旨を纏めたものにすぎず、全ての変更点を網羅しているわけではありません。変更の具体的内容については、新しい約款をご熟読下さい。

第1条（本約款の趣旨）

⇒ 約款の趣旨をより明確に致しました。

第2条（リスク及び自己責任の原則）

⇒ 外国為替証拠金取引のリスクの内容をより細分化し、詳細に規定致しました。

第3条（定義）

⇒ 必要性に応じて加除修正し、より正確に規定致しました。

第4条（法令等の遵守）

⇒ 遵守すべき法令等を具体的に追記致しました。

第5条（口座の開設及び取引の適格要件）

⇒ 【旧第5条（口座の開設）】口座開設時の適格要件を追加・整理するとともに、各取引時にも適格要件を満たす必要があることを明確に致しました。

第6条（口座の名義）

⇒ 【新設】口座番号及びパスワードの管理に関する注意事項並びに正確な情報提供等について規定致しました。また、パスワードの漏洩や第三者による名義の不正利用の処理方法等について規定を整理・追加致しました。

第7条（証拠金）

⇒ 【旧第6条】運用に合わせて、証拠金に関してお客様にご注意いただく事項をより詳細に規定致しました。

第8条（強制決済）

⇒ 【旧第7、8条】ポジション（建玉）を強制的に決済させて頂く事由及びその手続等を整理・追加致しました。

第9条（差引計算）

⇒ 一部（旧第1項）を第8条に統合すると共に、差引計算が可能となる事由及びその効果等を整理致しました。

第10条（担保の処分）～第13条（遅延損害金の支払い）

⇒ 外国通貨の取扱いを追記した他、規定を整理致しました。

第14条（債権譲渡等の禁止）

⇒ 変更はございません。

第15条（報告）

⇒ 内容の変更はございません。

第16条（届出事項の変更）～第18条（ポジション（建玉）の制限）

【旧第18条（為替持高の制限）】

⇒ 規定を整理致しました。

第19条（免責事項）

⇒ 弊社の免責事項を追記・修正させて頂きました。

第20条（本口座の停止または解約）

⇒ 【旧第20条（解約）】本口座の停止と解約に概念を整理するとともに、それらの事由及び効果等をより詳細に規定致しました。

第21条（通知の効力）

⇒ 通知・到達とみなされる場合を詳細に規定致しました。

第22条（個人情報の取り扱い）

⇒ 【新設】個人情報保護法に対応して個人情報に関する条項を新設しました。

第23条（適用される法律）

⇒ 【旧第22条】内容の変更はございません。

第24条（合意管轄）

⇒ 【旧第23条】規定を整理致しました。

第25条（本約款の変更等）

⇒ 【旧第24条】約款の改訂の際の手続規定等を見直しました。

第26条（その他）

⇒ 【新設】

3. 規程について（主な変更のポイント）

規程についての主な変更の趣旨は以下のとおりです。但し、以下は、お客様の便宜のために弊社の独断により主な変更の趣旨を纏めたものにすぎず、全ての変更点を網羅しているわけではありません。変更の具体的内容については、新しい規程をご熟読下さい。

第1条（本規程の趣旨）

⇒ 規程の趣旨をより明確に致しました。

第2条（本約款、本規程及び取引説明書の承諾）

⇒ 【旧第2条（法令等の遵守）】約款、規程等の遵守について規定致しました。

第3条（機器等の環境）

⇒ 【旧第4条（機器、回線等の環境）】規定を整理致しました。

第4条（本取引の取引条件、本サービスの範囲及び取引説明書の内容の変更）

⇒ 【旧第3条（本システムのサービス範囲）】規定を整理致しました。

第5条（本サービス提供の一時停止）

⇒ 【旧第5条（取引時間）】より一部抜粋し、規定を整理致しました。尚、旧第5条の取引時間の詳細は、新第3条に基づいて取引説明書において規定することとし、本規程からは削除致しました。

第6条（証拠金の取り扱い）

⇒ 【旧第9条】証拠金の預託、証拠金の返還、外貨の証拠金の取扱い等証拠金に関してお客様にとって重要と思われる事項を詳細に明確に致しました。

第7条（注文及び注文の有効期限）

⇒ 【旧第6条～第8条】を整理して纏めました。

第8条（売買注文の完了）

⇒ 【旧第10条（売買注文の受付）】売買注文の方法及び注文の完了等について規定を整理致しました。

第9条（売買注文の取消等）

⇒【旧第11条（売買注文の取消・変更）】売買注文を取消し等することができる場合を明確に致しました。

第10条（売買注文）

⇒【旧第12条（売買注文の執行）】規定を整理等するとともに、弊社の免責事項を追記致しました。

第11条（売買注文等の照会）

⇒【旧第13条】照会の方法及び事由等について明確に致しました。

第12条（第三者による取引の停止）

⇒【新設】第三者による名義使用の禁止及び名義の不正使用の効果等を明確に致しました。

第13条（取引手数料）

⇒【旧第14条】取引手数料を具体的に規定致しました。

第14条（ロスカットルール）

⇒【旧第15条】ロスカットルールの発動事由、発動された場合の効果その他関連する事項について具体的かつ詳細に規定致しました。

第15条（取引残高報告書等について）

⇒【旧第16条（取引残高報告書について）】規定を整理致しました。

第16条（取引内容の確認）

⇒【旧第17条】規定を整理致しました。

第17条（取得情報の個人利用）

⇒【旧第19条】内容に変更はございません。

第18条（本規程の変更）

⇒【旧第20条】規程の変更の際の手続規定等を見直しました。

第19条（その他）

⇒【旧第21条】内容に変更はございません。

尚、【旧第18条（サービス内容の変更）】については本規程では削除致しました。

以上、内容をご確認の上、記載内容に相違又は疑義があるときは、外貨ex お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

外貨ex お客様サービスセンター

（平日）午前8時～午後11時 電話 0120-724-277 の間に承ります。但し、土日を除きます。

（祝日）午前9時～午後9時の間に承ります。

FAX 03-3770-7951（受付は365日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

e-mail info@gaikaex.net（受付は365日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。）

4. 外国為替証拠金取引説明書の変更について

約款及び規程の修正に伴い、外国為替証拠金取引説明書についても、金融先物取引法その他の関係法令との整合性を図るとともに、運用に合わせて、規定の整理・修正等を行うため全面的に改訂致しました。ご熟読下さい。

5. 改訂日時

2007年3月12日（月）午前7時

6. 注意事項

上記改訂日時以降、お客様が引き続き外貨exでお取引を行うためには取引画面上で改訂後の約款、規程、外国為替証拠金取引説明書にご同意頂く必要がございます。

ご同意頂けない場合は、2007年3月12日（月）午前7時以降新規でお取引ができなくなるほか、取引画面上において既存のポジション（建玉）の決済も出来なくなりますので、ご注意下さい。

（ご同意頂けない場合は、上記改訂日時までにポジション（建玉）の決済を行って頂くか、3月12日（月）午前7時以降、決済をご希望のお客様は別途外貨ex お客様サービスセンターまでご連絡下さい。）

また、携帯端末をご使用のお客様においては携帯端末からご同意頂くことができません。パソコンをご使用の上、取引画面上からご同意頂くか、別途外貨ex お客様サービスセンターまでご連絡下さい。